

昭和四十七年労働省令第三十六号

有機溶剤中毒予防規則  
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有機溶剤中毒予防規則を次のように定める。

第一重 第一章 布田洋二

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 第一章 | 総則（第一条—第四条の二）     |
| 第二章 | 設備（第五条—第十三条の三）    |
| 第三章 | 換気装置の性能等（第十四条—第十八 |

第四章 管理（第十九条—第二十七

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 第四章 管理   | (第十九条—第二十七条)    |
| 第五章 測定   | (第二十八条—第二十八条の四) |
| 第六章 健康診断 | (第二十九条—第三十一条)   |

第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器

第八章  
有機溶剂の貯蔵及て空容器の処理（第三十  
三十五条・第三十六条）

七  
纂

附則

第一章 總則

(定義等)

語の意義は、それそれ各号に定む。

による。

〔第〕という別表第六の一に掲げ

二 有機溶剤等 剤をいう。

(有機溶剤と有機溶剤以外の物との  
二種類別、三種別等、一切の重量)。

有機溶剤を当該混合物の重量の五%を超えて含有するものをいう。第十一

三  
一  
二  
四  
五  
六

三 第一種有機溶劑等  
掲げる物をいう。 有機溶剤等

今別表第ノ二第一ノ二ノ又

口 号に掲げる物

物で、イニ渴げる物之旨該混合し

物で、イは掛ける物を当該混合物の五パーセントを超えて含有する。

國第二種不機濁劑等  
竭ざる物を、う。

イ 令別表第六の二第一号から管

第一三号が前第二三号

四號  
第二十五號  
第三十號

6

五、第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

六、有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいふ。

イ、有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ、染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

ハ、有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務又は描画の業務

二、有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ、有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ、接着のために有機溶剤等の塗布の業務

ト、接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ、有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務

リ、有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ、有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル、有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ、有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないもの）を除く。以下同じ。）の内部における

六号の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

|         |                      |   |
|---------|----------------------|---|
| 第一二条    | 第三章、第四章中第十九条、第二章、    | 船舶の内部<br>車両の内部  |
| (適用の除外) | か、通風が不十分な場所          | タンクの内部<br>ピットの内部<br>坑の内部<br>ずい道の内部<br>暗きよ又はマンホールの内部<br>箱檻の内部<br>ダクトの内部<br>水管の内部 |
| 十一      | 屋内作業場及び前各号に掲げる場所のほか、 | 七<br>八<br>九<br>十<br>一   |

| 消費する有機溶剤等の許容消費量       | 第一種有機溶剤等                              | W <sub>II</sub> (1/15)  |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 備考                    | 第二種有機溶剤等                              | $\times A$              |
| 備考                    | 第三種有機溶剤等                              | $W_{II} (2/5) \times A$ |
| W ぞれ次の数値を表わすものとする。    | W = $(3/2) \times A$                  |                         |
| W 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） | A 作業場の気積（床面から四メートルを超える高さにある空間を除く。単位 立 |                         |

二 タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、一日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を超えるとき。

前項第一号の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量及び同項第二号の一日前項第一号の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる有機溶剤業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。この場合において、前項第一項第六号トに掲げる業務が同号ヘに掲げる業務に引き続いだ同一の作業場において行われるとき、又は同号又に掲げる業務が乾燥しようとする物に有機溶剤等を付着させる業務に引き続いだ同一の作業場において行われるときは、同号ト又は又に掲げる業務において消費する有機溶剤等の量は、除外して計算するものとする。

一 前項第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいすれかに掲げる業務 前項第一号の場合にあつては作業時間一時間に、同項第二号の場合にあつては一日に、それぞれ接着し、又は乾燥する物に塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

二 前項第一項第六号ト又は又に掲げる業務 前項第一号の場合にあつては作業時間一時間に、同項第二号の場合にあつては一日に、それぞれ接着し、又は乾燥する物に塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

第三条 この省令（第四章中第二十七条及び第八章を除く。）は、事業者が第一条第一項第六号ハからルまでのいすれかに掲げる業務に労働者を従事させる場合で、作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。

二 タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、一日に消費する有機溶剤等の量が一百五十立方メートルとする。

剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき。

前条第二項の規定は、前項第一号の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量及び同項第二号の一日に消費する有機溶剤等の量について準用する。

#### 第四条 (認定の申請手続等)

前条第一項の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする事業者は、有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書（様式第一号）に作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書でその旨を当該事業者に通知しなければならない。

認定を受けた事業者は、当該認定に係る業務が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

所轄労働基準監督署長は、認定を受けた業務が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、及び前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

**（化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外）** この省令（第六章及び第七章の規定（第三十二条及び第三十三条の保護具に係る規定に限る。）を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二条第一項第六号の業務に労働者が常時従事していない事業場については第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定していなければならぬ。（第五号において「化学物質が定めるもの（第五号において「化学物質の規定により、第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定が適用されない業務を除く。）については、適用しない。）事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

#### イ 有機溶剤に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場において有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

二 過去三年間に当該事業場において有機溶剤による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生していないこと。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十八条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。

四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。

五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。

前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、有機溶剤中毒予防規則適用除外認定申請書（様式第一号の二）により、当該認定に係る事業場が同項第一号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。

認定は、三年ごとにその更新を受けなければならず、その期間の経過によつて、その効力を失う。

#### 2 事業者は、タンク等の内部において、吹付けによる第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務による労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けなければならない。

（屋内作業場の周壁が開放されている場合の適用除外）

所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 当該屋内作業場に通風を阻害する壁、つい立その他の物がないこと。

（臨時に有機溶剤業務を行う場合の適用除外等）

三 有機溶剤に係る法第二十二条及び第五十七条の三第二項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

（第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された）

前項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第二十八条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

（第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備）

（局所排気装置等の設置が困難な場合における  
設備の特例）

第十条 事業者は、屋内作業場等の壁、床又は天  
体換気装置を設けないことができる。

（有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、  
局所排気装置、ブンシユブル型換気装置及び全

**第十一條** 事業者は、反応槽その他の有機溶剤業場における設備の特例  
（他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場においては、有機溶剤の供給を停止する場合において、有機溶剤の蒸気の発散面が広いため第五条又は第六条第二項の規定による設備の設置が困難であり、かつ、全体換気装置を設けたときは、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

ときは所轄労働基準監督署長の許可を受け、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びバツシユブル型換気装置を受けないことができる。

3 前項の許可を受けようとする事業者は、局所排気装置等特例許可申請書（様式第二号）を作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

**第十三条の二** 事業者は、第五条の規定にかかる  
らず、次条第一項の発散防止抑制措置（有機溶  
剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又  
は装置を設置することその他の措置をいう。以  
下この条及び次条において同じ。）に係る許可  
を受けるために同項に規定する有機溶剤の濃度  
の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、  
有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所  
排気装置及びブッシュ型換気装置を設けな  
いことができる。

一 次の事項を確認するのに必要な能力を有す

(代替設備の設置に伴う設備の特例)

**第十二条** 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条又は第六条第一項の規定による設備、局所排気装置、ブツシユブル型換気装置及び全体換気装置を設けないことができる。  
一 赤外線乾燥炉その他温熱を伴う設備を使用

させるること。  
イ 当該発散防止抑制措置により有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないこと。  
ロ 当該発散防止抑制措置が有機溶剤業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

二 有機溶剤業務に従事する場合において、当該設備から作業場へ有機溶剤の蒸気が拡散しないように、発散する有機溶剤の蒸気を温熱により生ずる上昇気流を利用して作業場外に排出する排気管等を設けたとき。

二 有機溶剤等が入つている開放槽について、有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないよう、

三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

有機溶剤等の表面を水等で覆い、又は槽の開口部に逆流凝縮機等を設けたとき。  
**(労働基準監督署長の許可に係る設備の特例)**

2 事業者は、前項第二号の規定により労働者に送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置しなければならない。

**第十三条の三** 事業者は、第五条の規定にかかるらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機

一 当該評価の結果について、文書  
二 働基準監督署長に報告すること。  
二 当該許可に係る作業場について

二 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二  
三言語可い仕事作業場について、三言語作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行ない、その結果に基づき、施設又は設備の設置

三條の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。)の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブンシュブル型換気装置を設けないことができる。

前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

五 その他の所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

六 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

七 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

6  
作業に従事する者（労働者を除く）に対し、  
有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨  
を周知させること。  
第一項の許可を受けた事業者は、前項第一号

の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

**第十四条** (月日付) 株式会社事業者は、局所排気装置（第二章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）のフレードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 有機溶剤の蒸気の発散源ごとに設けられてること。

二 トスケ代のフ・ド・バ・ス、有機溶剤の蒸気の發

二  
二 外付け式の方式には有機溶剤の蒸気の発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

有機溶剤の蒸気の比重等が決めて、三脚有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。











ユーブル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュユーブル型換気装置を設けないで行う屋内作業場における業務

六 ブッシュユーブル型換気装置を設け、荷台にありのある貨物自動車等当該ブッシュユーブル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務

七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

第三十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。（保護具の数等）

**第三十三条の二** 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は前条第一項の保護具については、

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

（労働者の使用義務）

**第三十四条** 第十三条の二第一項第二号及び第十

八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、それぞれ第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

**第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理（有機溶剤等の貯蔵）**

第三十五条 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備（空容器の処理）

第三十六条 事業者は、有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならぬ。

第三十七条 有機溶剤作業主任者技能講習は、学科講習によつて行う。

二 学科講習は、有機溶剤に係る次の科目について行う。

一 健康障害及びその予防措置に関する知識

二 作業環境の改善方法に関する知識

三 保護具に関する知識

四 関係法令

#### 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

（廃止） 第二条 有機溶剤中毒予防規則（昭和三十五年労働省令第二十四号）は、廃止する。

附 則（昭和五〇年九月三〇日労働省令第六号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五三年八月七日労働省令第三二号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条第一項の改正規定、第二十九条第二項各号の改正規定、第三十条の二に係る部分に限る）、第三十一条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第三十条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定（第三十条の二に係る部分に限る）、第三十一条の改正規定（前条）を「第三十条」に改める部分を除く。別表の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、様式第三号の改正規定及び同

様式の次に一様式を加える改正規定は、同年十二月一日から施行する。（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の有機溶剤中毒予防規則（以下「新規則」という。）第二章、第三章及び第七章の規定の適用（第三十七条の規定の適用に係る場合を除く。）については、昭和五十四年二月二十八日までの間は、次の表の上欄に掲げる物は、新規則第一条第一項第二号から第五号までの規定にかかるらず、それぞれ劳働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十三年政令第二百二十六号）による上欄に掲げる物は、新規則第一条第一項第二号から第五号までの規定にかかるらず、それぞれ劳働安全衛生法施行令の改正がなかつたものとして第一条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧規則」という。）第一条の労働安全衛生法施行令の改正がなかつたものとして第一条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（第三号を除く。）の規定を適用することとした場合に同条の規定により定められ、又は区分される同表の下欄に掲げる物をいうものとする。

第三条 この省令の施行の際現に存する局所排気装置（旧規則第二章の規定により設けたものに限る）の性能については、新規則第十六条の規定にかかるらず、昭和五十五年二月二十九日までにかかるらず、昭和五十五年二月二十九日の間は、なお從前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の間にかかるらず、昭和五十五年二月二十九日の間は、なお從前の例による。

第五条 この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一月三一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第八号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第二号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第二条 旧規則第十三条第一項第二号に該当することにより所轄労働基準監督署長が行つた同項の許可は、改正後の有機溶剤中毒予防規則（以下「新規則」という。）第十三条第二項の規定により所轄労働基準監督署長が行つた許可とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存する局所排気装置（旧規則第二章の規定により設けたものに限る）の性能については、新規則第十六条の規定にかかるらず、昭和五十五年二月二十九日の間は、なお從前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の間にかかるらず、昭和五十五年二月二十九日の間は、なお從前の例による。

第五条 この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和五九年二月二七日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則（昭和五九年二月二七日労働省令第三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一日労働省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

- 1 この省令は、平成元年十月一日から施行する。  
2 この省令の施行前にした行為についての罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年一二月一八日労働省令第三〇号）

この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日労働省令第二二〇号）抄  
(施行期日)

（計画の届出に関する経過措置）

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

第二条 この省令による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧有機則」という。）第三十七条第一項、この省令による改正前の鉛中毒予防規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の四アルキル鉛中毒予防規則（以下「旧四アルキル則」という。）第二十八条第一項、この省令による改正前の特定化物質等障害予防規則（以下「旧特化則」という。）第五十五条第一項、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則（以下「旧電離則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の事務所衛生基準規則（以下「旧事務所則」という。）第二十四条第一項又はこの省令による改正前の粉じん障害防止規則（以下「旧粉じん則」という。）第二十八条第一項の規定に基づく届出であつて、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条规定の届出としての効力を有するものとする。

2 旧有機則第三十七条第三項、旧鉛則第六十三条第三項、旧四アルキル則第二十八条第三項、旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十三条第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条规定の届出としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとさ

1 この省令は、平成元年十月一日から施行する。

れる場合におけるこの省令の施行後にしては、なお従前の例に対する罰則の適用については、なほ従前と同様である。



の省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当

れの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式による改正後のそれぞれの省令に定める相応の申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**第四条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相応の申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附 則** (平成二四年四月二日厚生労働省令第七一號)  
**省令第一〇一號**抄  
(施行期日)

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年八月二十五日厚生労働省令第一號)  
**省令第一一〇一號**抄  
(施行期日)

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

**(様式に関する経過措置)**

**第三条** この省令の施行の際現に存する旧有機則又は旧特化則に定める様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**(罰則に関する経過措置)**

**第十一条** この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成二六年一一月二八日厚生労働省令第一號)  
**省令第一一三一號**抄  
(施行期日)

この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

**附 則** (平成二九年三月二九日厚生労働省令第二九號)  
この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日厚生労働省令第一號)  
**省令第一一號**抄  
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令による改正前のそれぞれの省令による改正後のそれぞれの省令による改定後その省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改定後その省令で定める様式によるものとみなす。



株式第1号（第4条関係）

|   |        |         |
|---|--------|---------|
| 様式第1号(第4条関係)                                |        |         |
| 有機溶剤に毒子規則一般適用除外認定申請書                        |        |         |
| 事業の種類                                       | 事業場の名称 | 事業場の所在地 |
|   |        |         |
| 電話 ( )                                      |        |         |
| 空欄者欄  |        |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業認可箇所数                        |        |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業区分                           |        |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業区分の内、有機溶剤<br>製造・販売の事業区分の箇所数等 |        |         |
| 種類  | 消費量    |         |
|   |        |         |

年月日

事業者職名

空勤基監督管長名

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事業の名称」、有機溶剤製造・販売の事業区分の箇所数等を記入する場合は、括弧で記入すること。
- 「事業の区分」の欄は、有機溶剤に毒子規則一般適用除外認定申請書に記載するときは、作業場別に記入すること。
- 「申請に係る本施設の事業区分の内、有機溶剤製造・販売の事業区分の箇所数等」の欄は、作業場別に記入する場合は、事業区分と同一箇所に該当するときは、一日に消費する本施設別に記入すること。
- この申請書に記載できない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の2（第4条の2関係）

|  |        |                 |
|--|--------|-----------------|
| 様式第1号の2（第4条の2関係）   |        |                 |
| 有機溶剤中毒予防規則適用除外認定申請書（新規認定・更新）                                 |        |                 |
| 事業の種類  | 事業場の名称 | 事業場の所在地         |
|  |        | 郵便番号 ( ) 電話 ( ) |
| 申請に係る本施設の本施設<br>申請に係る本施設の本施設<br>申請に係る本施設の本施設<br>申請に係る本施設の本施設 |        |                 |

年月日

事業者職名

都道府県空勤課長 殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事業の名称」、有機溶剤製造・販売の事業区分の箇所数等を記入する場合は、括弧で記入すること。又は、更新の場合は、既存の事業区分の箇所数等を記入すること。
- 「事業の区分」の欄は、有機溶剤に毒子規則一般適用除外認定申請書に記載するときは、作業場別に記入すること。
- 「申請に係る本施設の事業区分の内、有機溶剤製造・販売の事業区分の箇所数等」の欄は、作業場別に記入する場合は、事業区分と同一箇所に該当するときは、一日に消費する本施設別に記入すること。
- この申請書に記載できない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号（第13条関係）

|                                    |         |         |
|------------------------------------|---------|---------|
| 様式第2号(第13条関係)                      |         |         |
| 局所換気装置特例認証許可申請書                    |         |         |
| 事業の種類                              | 事業場の名称  | 事業場の所在地 |
|                                    |         | 電話 ( )  |
| 空勤基監督管長名                           |         |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業認可箇所数               |         |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業区分                  |         |         |
| 申請に係る本施設の<br>事業区分の内、局所換気装置<br>の箇所数 |         |         |
| 許可受けるところ<br>の箇所                    | 年月日～年月日 |         |
| 参考事項                               |         |         |

年月日

事業者職名

空勤基監督管長名

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「参考事項」の欄は、有機溶剤に毒子規則一般適用除外認定申請書に記載するところによる。  
参考事項の欄に記載する事項は、当該事項についての記載を除いては、空勤基監督管長が記載する事項と同一とする。
- 「申請に係る本施設の事業区分の内、局所換気装置の箇所数」の欄は、有機溶剤に毒子規則一般適用除外認定申請書に記載する事項と同一とする。
- 「許可受けるところの箇所」の欄は、当該箇所に記載する事項を除いては、空勤基監督管長が記載する事項と同一とする。
- 「参考事項」の欄に記載する事項は、当該事項についての記載を除いては、空勤基監督管長が記載する事項と同一とする。

様式第2号の2（第18条の3関係）

|                                   |                             |         |
|-----------------------------------|-----------------------------|---------|
| 様式第2号の2（第18条の3関係）                 |                             |         |
| 局所換気装置特例認証許可申請書                   |                             |         |
| 事業の種類                             | 事業場の名称                      | 事業場の所在地 |
|                                   |                             | 電話 ( )  |
| 労働者数                              | 申請に係る作業場の有機溶剤業務従事労働者数       |         |
| 申請に係る作業場の有機溶剤業務従事労働者数             |                             |         |
| 申請に係る作業場のフードの型式及び耐震強度             |                             |         |
| 申請に係る作業場の過去1年以内の作業環境測定実施年月日及び管理区分 |                             |         |
| 申請に係る作業場の特例耐震強度のフードの型式及び耐震強度      | 特例耐震強度における作業環境測定実施年月日及び管理区分 |         |
| 第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び登録番号         | 第18条の2第1項第1号及び<br>ジロの確認結果   |         |

|   |  |
|---|--|
| 申請に係る作業場の機械装置が設けられてゐる場合は、その機械装置の名称並に<br>ないしは用ゐる有効溶液体等の名称<br>及び量 | 中和毒害規則 特定化学物質障害予防規則 粉じん障害防止規則 石綿障害予防規則 |
|---|--|

年 月 日 事業者職氏名

勞働基準監督署長

- 「事業の種類」は、日本標準産業分類の「物の販売」に記入すること。
  - 「申込に係る局所排気装置のフードの型式別に削除欄」、「申込による局所排気装置のフードの特例別黒連風」、「第18条の2の2第1項第1号及びびの認定証」と、「並びに申込による局所排気装置が設けられている施設の有効容積割合において使用する済用溶剤等の名称及び量」、「局所排気装置に設けられるフードの設置」は、各欄に記入すること。
  - 「申込による局所排気装置が設けられている作業場の過去6年間の作業場規定期実年月及び管理区分」及び「特例別黒連風における作業場規定期実年月及び管理区分」の欄は、局所排気装置のフードが複数の作業場に設けられているときは、当該作業場ごとに記入すること。
  - 「第18条の2の2第1号の審査者の氏名及び略歴」の欄に記入するには、第18条の2の2第1項第1号及びびの事項を確認するのに必要な範囲に開示する書類、監視、勤務報告等を記入すること。
  - 「申込による局所排気装置の手取規則の規制、特殊化等質賀陳子防災規則、粉じん堆積防止規則又は石綿塵子防災規則の規定により設けられている場合は、あわせて当該規則の欄の「欄に記入する」に記入すること。
  - 6.この申請書に記載しない事項については、別紙に記載して提出すること。

様式第2号の3（第28条の3の3関係）

面) 様式第2号の3(第28条の3の3関係)(裏面)

様式第3号（第30条関係）（表面）

芳樹基準監督署長校

様式第2号の3(第28条の3の3関係)(裏面)

- 摘要

  - 1 「事業の種別」の構成、日本標準産業分類の「中分類」に記入すること。
  - 2 次に記入する箇所を併せてあること。

①販売実績上位の作業用機器部門のみ、有効施設中取扱額第 2 条の 3 の 2 の第 1 項に記載する事業者は、次に記載する機器の取扱額について「取扱能力を有する者である」と記載する。

(a)作業用機器部門に記載した項目の内、取扱能力を有するもの

(b)この項目に記載する作業用機器の結果及びその他の結果に基づく評議の算出の算式

(c)有効施設中取扱額第 2 条の 3 の 2 の第 4 項による取扱能力を有するランクマージン割定率の算出の算式等。

②有効施設中取扱額第 2 条の 3 の 2 の第 4 項第 2 号に規定する既存用機器が適切に

様式第3号（第30条関係）（裏面）

様式第4号（第31条関係）

様式第5号（第13条の3関係）

样式第3号(第20条開仰)(英)



| 14. 油溶性染料の名称<br>別名     | 15. 調査内<br>容         | 16. 位置番<br>号      |
|------------------------|----------------------|-------------------|
| 14. ベンゼン               | 1. 屋内のベンゼン類          | g/m <sup>2</sup>  |
| 15. ベニタジウムチルホルム<br>アミド | 1. 屋内のベニタジウムチルホルムアミド | mg/m <sup>2</sup> |
| 16. スチレン               | 1. 屋内のスチレン類          | g/m <sup>2</sup>  |
| 17. テトラクロロエチレン         | 1. 屋内のテトラクロロエチレン類    | mg/m <sup>2</sup> |
| 18. 1,1-二トキタロ<br>エシン   | 1. 屋内の1,1-二トキタロエシン類  | mg/m <sup>2</sup> |
| 19. トキロフロムレ<br>ン       | 1. 屋内のトキロフロムレン類      | mg/m <sup>2</sup> |
| 20. ノルマルホキキン           | 1. 屋内のノルマルホキキン       | mg/m <sup>2</sup> |

様式第4号(第31条関係)

有机溶剂等健康诊断特例的可申请者

| 支 払 の 様 式                          | 支 払 の 大 小 | 支 払 の 所 在 地 |
|------------------------------------|-----------|-------------|
|                                    |           | 電話 ( )      |
| 労 働 者 補                            |           |             |
| 中国に在る機械開発費用<br>多額貢款費               |           |             |
| 中国に在る機械開発者の<br>費用                  |           |             |
| 許可を以てうする権限                         |           |             |
| 中国に在る機械開発費用<br>以て計算する機械開発費用<br>の割合 |           |             |
| 中国に在る機械開発費用の<br>割合を算出する作業時間        |           |             |

1

事業者職氏名

勞動基準監督署長段

1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

様式第3号(第13条の3同様)

年月日 事業者様氏名  
（捺印） 守備地監督署長 殿

1 「事業の種類」の欄は、本様式を複数種類の申込書にて記入すること。  
2 「第13条の第4項第1号に該当する者の名及び略称」「営業所」「略称」にあっては、第13条の第4項第1号イ又は同項の規定によるに必要な事実に関する記載、略称、特許登録を記入すること。  
3 「事業の種類」欄に記載した事業の事務所又は施設の場所を記入せよ。  
4 この申請書に記載されない事項については、別途に記入して記付すること。